

平成28年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月16日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第32 議案第18号 遠軽町民憲章の制定について
- 日程第33 議案第19号 遠軽町の花、木、石、魚及び蝶の制定について
- 日程第34 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 日程第36 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 日程第37 意見案第1号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第38 意見案第2号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書
- 日程第39 意見案第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 日程第40 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
- 日程第41 意見案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
-

◎出席議員（15名）

| | | | | |
|-----|-----|---------|-----|---------|
| 副議長 | 17番 | 杉本 信一 君 | 1番 | 今村 則康 君 |
| | 2番 | 岩上 孝義 君 | 3番 | 佐藤 昇 君 |
| | 4番 | 稲場 仁子 君 | 5番 | 奥田 稔 君 |
| | 7番 | 黒坂 貴行 君 | 9番 | 岩澤 武征 君 |
| | 10番 | 阿部 君枝 君 | 11番 | 山谷 敬二 君 |
| | 12番 | 松田 良一 君 | 13番 | 竹中 裕志 君 |
| | 14番 | 秋元 直樹 君 | 15番 | 高橋 義詔 君 |

《平成28年6月16日》

16番 一宮龍彦君

◎欠席議員（1名）

18番 前田篤秀君

◎列席者

| | | | |
|--------|--------|--------------|-------|
| 町長 | 佐々木修一君 | 教育委員会 委員長 | 新山史賢君 |
| 代表監査委員 | 村瀬光明君 | 農業委員会 委員長 | 新国純一君 |

◎説明員

| | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 副町長 | 広井澄夫君 | 総務部長 | 加藤俊之君 |
| 民生部長 | 松橋行雄君 | 経済部長 | 鈴木光男君 |
| 経済部技監 | 内野清一君 | 総務課長 | 舟木淳次君 |
| 情報管財課長 | 鈴木浩君 | 企画課長 | 佐藤祐治君 |
| 財政課長 | 大堀聡君 | 建設課長 | 金沢一彦君 |
| 会計管理者 | 荒井正教君 | 生田原総合支所長 | 平間敏春君 |
| 丸瀬布総合支所長 | 只野博之君 | 白滝総合支所長 | 村上裕和君 |
| 教育長 | 河原英男君 | 教育部長 | 小野寺健君 |
| 総務課長 | 大貫雅英君 | 監査委員事務局長 | 伯谷和昭君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 伯谷和昭君 | 農業委員会事務局長 | 河本伸二君 |

◎議会事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 安江陽一郎君 | 事務局主幹 | 渡邊亮司君 |
| 庶務・議事担当係長 | 小玉美紀子君 | | |

◎開議宣告

- 副議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。
なお、前田議長より欠席の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名について

- 副議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、阿部議員を指名いたします。
-

◎日程追加の議決

- 副議長（杉本信一君） お諮りいたします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時05分 再開

- 副議長（杉本信一君） 再開いたします。
午前11時まで、休憩とさせていただきます。

午前10時05分 休憩

午前11時07分 再開

- 副議長（杉本信一君） 再開いたします。
-

◎日程第32 議案第18号

- 副議長（杉本信一君） 日程第32 議案第18号遠軽町民憲章の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
舟木総務課長。

- 総務課長（舟木淳次君） 議案第18号遠軽町民憲章の制定について御説明いたします。

す。

遠軽町民憲章を制定することについて、遠軽町議会基本条例第11条第3号の規定により議会の議決を求めるものです。

遠軽町民憲章

大雪山系の山々から連なる豊かな森林と、そこから生み出される清流によって育まれた文化の香り漂う私たちのふるさと遠軽町。

高遠な理想に燃える先人達が夢を持ち壮大な構想を描き、開拓の鋤を打ちおろした志を受けつぎ、さらなる理想郷をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」

- ・自然と大地の恵みに感謝し、大切に守り育む心
- ・歴史と伝統を礎に、未来に誇れる文化を創る心
- ・人の和で絆を深め、明るく歩む郷土を愛する心
- ・生活に生きがいを持ち、互いに学びあい励む心

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○副議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第18号遠軽町民憲章の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第19号

○副議長（杉本信一君） 日程第33 議案第19号遠軽町の花、木、石、魚及び蝶の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第19号遠軽町の花、木、石、魚及び蝶の制定について御説明いたします。

遠軽町の花、木、石、魚及び蝶を制定することについて、遠軽町議会基本条例第11条第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

町の花、コスモス

町の木、藤、エゾヤマザクラ

町の石、黒曜石

《平成28年6月16日》

町の魚、ヤマベ

町の蝶、オオイチモンジ

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○副議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号遠軽町の花、木、石、魚及び蝶の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第34 議案第20号

○副議長（杉本信一君） 日程第34 議案第20号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第20号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度ふくろ団地公営住宅建設工事（D棟）（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,004万8,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長管野伸一であります。

この工事につきましては、6月10日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社管野組が6,004万8,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表4番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社管野組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月10日の完成を予定しております。

《平成28年6月16日》

以上で、説明を終わります。

○副議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第20号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第21号

○副議長（杉本信一君） 日程第35 議案第21号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第21号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度ふくろ団地集会所建設工事（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は7,538万4,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘であります。

この工事につきましては、6月10日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社丸尾建設が7,538万4,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表7番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社丸尾建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○副議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第21号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第22号

○副議長（杉本信一君） 日程第36 議案第22号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第22号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成28年度西2丁目線水谷橋長寿命化工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は8,378万6,400円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長管野伸一であります。

この工事につきましては、6月10日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社管野組が8,378万6,400円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表13番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社管野組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成29年1月20日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○副議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第22号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

○副議長(杉本信一君) 再開いたします。

11時30分まで、休憩といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○副議長(杉本信一君) 再開いたします。

一昨日の一般質問の中で、議長において精査をさせていただくという部分がありました。御本人と確認をさせていただき、その上で議事録を精査させていただきますことをこの場で御報告をさせていただきます。(「議長、内容はどういう精査なのか、みんなわからないので、どの部分か、精査の内容を教えてください」と呼ぶ者あり)

岩澤議員の一般質問の通告書の中で、「2年前にもこの件に質問をしましたが、その後日本の状況は大きく変化しました。憲法を無視して集団的自衛権行使を可能にするいわゆる戦争法が騒乱の中で強行採決され、武器を持って海外に派遣される自衛隊員の命の危険が現実のものとなりました。まさに、殺し殺される事態が起きるのではないかと危惧されています。そのような状況の中で、協賛会としてパレードを要請した理由を伺います」というふうになっております。

その中で、「戦争法」という、戦争法というものは存在はしていないということで、この部分を「平和安全法制」ということに訂正をさせていただきます。

以上です。岩澤議員、よろしいですか。(岩澤議員「はい」と呼ぶ)

それでは、日程に従いまして、会議を進めさせていただきます。

◎日程第37 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第37 意見案第1号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤議員。

○3番(佐藤 昇君) ー登壇ー

平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

《平成28年6月16日》

地域最低賃金は、ワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。労働基準法では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者等は、労働条件決定にほとんど関与できません。

総務省調査によると、道内の非正規労働者数は約96万人、雇用労働者も約43%（全国2番目）と高く、労働政策研究・研修機構が実施した調査においても、3分の1が家計維持者へシフトしています。また、若年労働者数は、この10年間で3割も減少する一方で、4割が非正規雇用であり、社会保障の担い手が減少し、年収200万円以下の道内のワーキングプア労働者も48万人近くに増加し、割合も3割を超えています。

平成22年の雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すと合意をしており、北海道地方最低賃金審議会においても、目標設定の合意を2年連続で表記しました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の事項について要望します。

1、雇用戦略対話合意に基づき、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、最低賃金を引き上げること。

2、最低賃金引き上げと同時に、中小零細企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月16日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会議長です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○副議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成28年6月16日》

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第38 意見案第2号

○副議長（杉本信一君） 日程第38 意見案第2号骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

骨髓移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法です。骨髓等の提供を呼びかける骨髓バンク事業は、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、法律に基づいて実施されています。

骨髓バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者との適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっています。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かはドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、さまざまな要因によるところです。

同事業では、骨髓等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、万一、骨髓等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髓バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われていますが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は行われていません。

よって、骨髓移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請します。

一つ、事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中で、ドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。

二つ、ドナーが、骨髓等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成28年6月16日》

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第39 意見案第3号

○副議長（杉本信一君） 日程第39 意見案第3号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

平成27年6月に閣議決定された骨太の方針の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具・住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

軽度者向け福祉用具は、自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に、原則自己負担になれば、低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、福祉用具・住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果、介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿い介護が必要な方の生活を支える観点から、検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月16日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第40 意見案第4号

○副議長(杉本信一君) 日程第40 意見案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番(稲場仁子君) ー登壇ー

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書について、一部読み上げて提案いたします。

厚生労働省が発表した平成24年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は約6人に1人、ひとり親家庭に至っては2人に1人以上で、子どもたちの教育環境の格差は一層拡大しております。また、教材費や図書費についても、都道府県や市町村において予算額に格差が生じております。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著となっております。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、次の事項について強く要望するものです。

1、国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保するため、義務教育費の無償化、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく、子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現及び必要な予算の確保・拡充を図る

《平成28年6月16日》

こと。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、経済的な理由により、子どもたちが進学・就学を断念するなど子どもの貧困を解消するため、国の責任において就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充をするとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成28年6月16日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣です。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○副議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第41 意見案第5号

○副議長（杉本信一君） 日程第41 意見案第5号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） —登壇—

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、一部読み上げて提案いたします。

道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決

定し、望ましい学級規模を40人学級で、4から8学級として高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。

昨年度の計画においては、奥尻高校を町立移管とし、地方の小規模校を自治体へ移管する考えを示しました。これは、教育行政としての責任を放棄していると言えます。

北海道では、貧困と格差の拡大、地方の人口減少などの状況の中、募集停止、再編・統合などにより遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねません。

また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、結果的に地域の活力を削ぐこととなり、ひいては北海道地域全体の衰退につながってしまいます。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきであることから、次の事項について要望いたします。

1、道教委が策定した新たな高校教育に関する指針は、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのあるなしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成28年6月16日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、北海道知事、北海道議会議長、北海道教育委員会教育長です。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○副議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎閉会の議決

《平成28年6月16日》

○副議長（杉本信一君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○副議長（杉本信一君） これで、本日の会議を閉じます。

以上で、平成28年第4回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長 杉本 信一

署 名 議 員 箱場 仁子

署 名 議 員 阿部 君枝